

## <会議事項 1 >

### 役員選出について

#### ◎副会長（2名）

---

---

（参考）群馬県明るい選挙推進協議会規約抜粋

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

会 長           1名

副会長           2名

- 2 会長は、群馬県選挙管理委員会の委員長職務代理者を充てる。副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長を定めた順位によりその職務を代理する。
- 5 副会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。